

# 船舶事故調査報告書

令和5年7月5日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	推進器損傷
発生日時	令和4年8月27日 13時30分ごろ
発生場所	千葉県千葉市美浜区幕張の浜 千葉市稲毛ヨットハーバー灯台から真方位315° 1.8海里付近 (概位 北緯35° 38.6′ 東経140° 01.8′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>グラウト サンシャイン</sup> grout sunshineは、錨泊中、錨鎖がプロペラ翼に絡み、プロペラ翼が損傷した。
事故調査の経過	令和4年9月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート grout sunshine、7.9トン
船舶番号、船舶所有者等	235-25586埼玉、株式会社グラウト企画
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 5、視界 良好 海象：波向 南西、波高 約0.3m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同僚等6人を乗せ、釣りやバーベキュー等を行う目的で、幕張の浜南西方沖100m付近で船首錨を投下して錨鎖を繰り出し、船首を北東方に向けて錨泊を開始した。</p> <p>船長は、風が強まるとともに風向が南西に変わり、錨鎖が船体にこすれる音とともに本船が船首を北西方に向けた状態で陸岸に流されていることに気付き、本船を沖に移動させようと主機を始動して前進としたところ、主機が停止した。</p> <p>船長は、同僚の1人が錨鎖を引き上げたところ、錨鎖が途中で切断しており、その後、主機を始動しても前進又は後進とするとすぐに停止する状況となったので、バウスラストを使用して船首を北東方に向け、本船は砂浜に船首から乗り揚げた。</p> <p>船長は、海上保安庁等に通報等を行い、本船は、潮位の上昇を待つて、救助船により引き出された。</p> <p>本船は、長さ約50mの錨鎖を使用していたが、本事故後、錨鎖が錨との接続部から20m付近で切断され、切断された錨鎖がプロペラ翼に絡んでおり、錨が紛失していることが確認された。</p>
分析	本船は、錨泊中、風向が変化するとともに風勢が強まる状況下で陸岸に向けて流された際、船長が船体に錨鎖が接触している状況で沖へ移動させようと主機を使用したことから、船首方向が変わったことで船尾付近に位置していた錨鎖が切断されてプロペラ翼に絡み、プロペ

	ラ翼が損傷するとともに運航不能となったものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、錨泊中、風向が変化するとともに風勢が強まる状況下で陸岸に向けて流された際、船長が船体に錨鎖が接触している状況で沖へ移動させようと主機を使用したため、船首方向が変わったことで船尾付近に位置していた錨鎖が切断されてプロペラ翼に絡んだことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、錨泊中、主機を使用する際には船体の振れ回りを考慮し、錨索等の状況を確認すること。</li></ul>